



次代を担って

子供の声を聞く会

11月14日、中央公民館で「子供の声を聞く会」が開かれました。

当日は主催関係者をはじめ父兄など多数の出席者を前に「こんな人になりたい」「大人への願い」「郷土の次代を担う子供としての私の努力」をテーマとして16名の児童、生徒が意見を述べました。

純粋な子供の目がとらえた発言

だけに特に「大人への願い」では大人に対するきびしい注文が続出し、出席者もうなずきながらメモをとる光景が見られました。

発言者のなかから東郷中の小林宏司君が町代表に選ばれ、26日に延岡市で開かれた東臼杵地区予選会に出席しました。

(詳細は特集号に掲載予定)



昭知52年 12月号 第318号

人いまだゆかぬ枯野の今朝の霜を

踏みてわがゆくひたに真直ぐに 牧水

みんなで防犯 明るい歳末

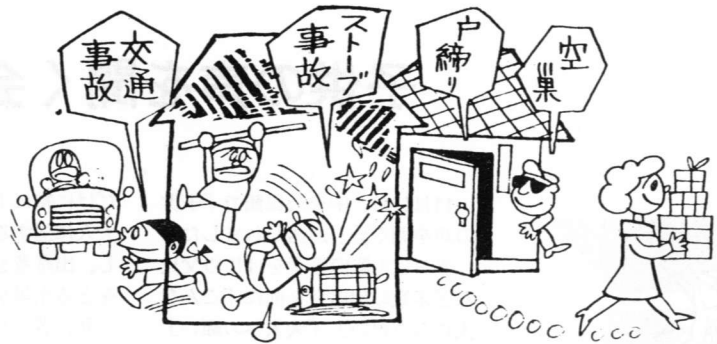
年末年始防犯運動

今月一日から明年一月五日まで年末年始の防犯運動が全国一斉に展開されます。年末年始は、気分的にもあわただしく特有な社会環境下におかれませんが、併せて最近の犯罪情勢に対応して住民の理解と協力により各種犯罪および事故の防止活動を推進し、平穩で明るい年末年始の住民生活を確保することを基本方針として実施されるものです。

2 付近をうろつく見知らぬ挙動不審者がいるときは、警察に通報する。
3 極左暴力集団に対する情報の

あわただしい師走

各種犯罪と事故の防止運動を推進して明るい年末、年始を



用犯罪の予防を徹底し、銃砲火薬類などの凶器のことについて、情報を見聞したときは警察に通報する。
さらに、年末祝儀の名の下に行なわれる恐喝事件、債権取立、手形取引、金融などを

協議会、婦人部、少年輔導員等と連絡をとりながら、生徒児童の夜間外出等の規制その他について協議し、協力を求めるとともに、地域と家庭への注意を呼びかける。
(2)街頭補導
非行少年のたまり場あるいは非行の行なわれやすい場所を重点に街頭補導を強化する
(3)有害環境の浄化
少年の心身に有害な影響を与えるシンナー、ボンドなど有機溶剤の販売、性的刺激を与えたり暴力行為等を助長するおそれのある映画、ポスター、雑誌などに対する業者の自主規制を促進する。
(4)非行グループのは握と解体
生徒、児童が冬休みに入るのに、非行グループのは握と解体に重点をおき、警察、学校、職場、その他補導関係者との情報交換を行ない、実態を解明して、これらの解体を図るなど非行の未然防止を期する。

- #### 重点実施事項
- 今回の防犯運動は、重点実施事項として下記の四項目を掲げています。
- 1 年末年始に特に警戒を要する犯罪の防止
 - 2 暴力集団による暴力犯罪の防止
 - 3 少年非行防止活動の強化
 - 4 交通事故の防止

- #### 重点実施事項の推進
- さらに重点実施事項の具体的な推進事項はつぎのとおりです。
- 1 年末年始に特に警戒を要する犯罪の防止
過激派分子による爆破事件、暴力団による銃砲乱射事件などが多発している関係もあり銃砲、火薬類をはじめとする凶器使用犯罪の未然防止活動の徹底を図るとともに、金融機関およびその利用者に対する
 - 2 極左暴力集団に対する情報を見聞したときは警察に通報する。
暴力犯罪の情報、特に銃砲、各種暴力事犯、特に銃砲、火薬類をはじめとする凶器使用
 - 3 少年非行防止活動
めぐる各種不法行為事犯、対立抗争などについての情報を見聞したときは警察に通報する。
 - 4 交通事故防止
交通事故追放のための年末年始交通事故防止運動をつぎの項目により強力に推進する
(1)酒のみ運転は絶対に行ないさせない。
(2)すべての事故のもとであるスピードをおさえる。
(3)安全のため、光るものを身につける。

所得の把握を

所得税の確定申告や町民税の申告は、毎年三月十五日までにしなければならないことはご存じのことと思います。

ところで、この申告について一番問題になるのが所得の計算方法です。

申告する所得は、申告する年の前年の一月一日から十二月三十一日までの所得ですから、たとえば昭和五十三年の三月に申告するときの所得は、昭和五十二年一月一日から十二月三十一日までの所得ということになります。

所得の計算基礎を はつきりと

(3) 町報とうごう

所得の種類はいろいろありますが、主なものは「給与所得」「農業所得」「営業所得」「不動産、利子、配当所得」、保険金や賞金などを受け取った時の「一時所得」、土地や山林を売却した時の「譲渡所得および山林所得」などに大別されます。

「給与所得」については計算の方法が定められ、また「農業所得」のように一応の標準率を定め計算の困難なものについては標準率で算定することもあります。原

則的にはそれぞれ計算して所得を算出するのが建前になっていきます。「営業所得」に例をとりますと、まず、売上げ総額から仕入金や必要経費を差引いたものが所得金となりますから、これらの金額のはつきりする仕入伝票や必要経費の領収書を保管するとともに帳簿をしっかりと記帳することが大切なこととなります。

また、このように数字のはつきりする整理を行なうことは、単に税金の面だけでなく事業の経営状態を検討するためにも大切なことといえます。

ここでは土地の「譲渡所得」と「山林所得」を例にして説明しましょう。
まず、土地の譲渡所得ですが、これは現在の税法では二種類に大別されます。「長期譲渡」と「短期譲渡」であり昭和四十三年十二月三十一日以前から所有していた土地を売却したものを「長期譲渡」、昭和四十四年一月一日以降に買求めた土地を売却した場合を「短期譲渡」といっています。
この長期と短期の譲渡所得では控除金、税率ともに異なっています。

つぎに「山林所得」ですが、これは山林の立木を売却した場合の所得であり、たとえば山林を立木、土地ともに一括して売却した場合は、立木代金のみが山林所得になり土地代金は譲渡所得になります。山林所得の場合は長期、短期の区別はありませんが、買求めた山林の立木をその日から五年以内に売却した場合は山林所得ではなく「事業所得」または「雑所得」になり控除金や税率も異なることとなります。

以上のように購入、売却の日や所有していた期間によって異なった税金の算定がなされますから、その期日、買い入れた時の代金、

領収書や契約書は どんな時に必要か

ここでは土地の「譲渡所得」と「山林所得」を例にして説明しましょう。
まず、土地の譲渡所得ですが、これは現在の税法では二種類に大別されます。「長期譲渡」と「短期譲渡」であり昭和四十三年十二月三十一日以前から所有していた土地を売却したものを「長期譲渡」、昭和四十四年一月一日以降に買求めた土地を売却した場合を「短期譲渡」といっています。
この長期と短期の譲渡所得では控除金、税率ともに異なっています。

仲介料やその他の経費を把握するために契約書や領収書が必要になるわけです。
五十二年も一ヶ月足らずですが、所得の計算に必要なものはそろっているか今一度ふりかえって確かめてみましょう。
なお、詳しく知りたい方は、税務署か、役場税務課に遠慮なくおたずねください。(税務課)

賞を果して団体でも夏季にひきつづき二回連続優勝の成績をあげると本町の畜産振興に尽しました。秋季共進会の成績はつぎのとおりです。

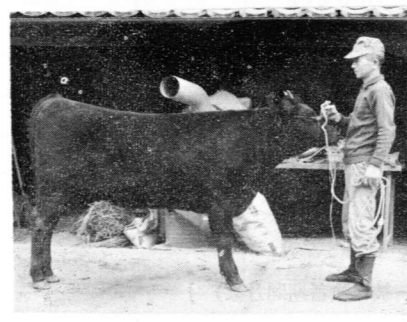
▽牝牛の部	優等一席 清水徳男 (羽坂)
同 四席 竹本富吉 (坪谷)	同 七席 鈴野 明 (鶴野内)
同 八席 福谷重美 (鶴野内)	同 八席 諸塚村 士位 北浦町
▽去勢牛の部	一等 矢野 清 (坪谷)
同 那須 誠 (仲深)	
▽団体の部	一位 東郷町 二位 北川町
三位 北方町 四位 北郷村	五位 日向市 六位 椎葉村
七位 西郷村 八位 延岡市	八位 門川町 八位 南郷村
士位 諸塚村 士位 北浦町	

清水さんと「あづさ二号」

郡優勝牛と団体2連勝

秋季仔牛郡共進会結果

仔牛郡共進会で本町はブランドチャンピオン牛誕生と団体成績で二連勝しました。十一月五日、延岡家畜市場で開かれた秋季仔牛郡共進会に本町から牝牛四頭、去勢牛二頭が出場し羽坂の清水徳男さんの出品牛(あづさ二号)が優等賞一席を確



経営者移譲年金の算式中、⊗印は、「昭和10年1月1日以前に生まれた者であって、被保険者期間の月数が240月未満の者に対する特別加算」であり、また、国民年金の老齢年金の算式中の⊗印は、「昭和5年4月1日以前に生まれた者であって、被保険者期間の月数が、300月未満の者に対する特別加算」である。

(注3) 国民年金の老齢年金(E)の算出にあたっては、同制度が昭和36年度発足のため、保険料納付済期間に10年分を上乗せして計算した。

物価スライド制

年金給付については、総理府で作成する全国消費者物価指数の年度平均が、50年度(すでに物価スライドの措置を講じた年度のあるときは、当該年度)の物価指数の5%をこえて変動したときは、翌年度の1月からその額を改定することとされている。しかし昭和52年度分についてはその実施時期を昭和53年1月から昭和52年7月に繰り上げるための農業者年金基金法の一部を改正する法律が可決成立(52年5月31日公布)したので52年7月分から改定される。

計算式は次のとおり

$$\begin{aligned} \text{改定後の年金額} &= (2,600\text{円} \times \text{保険料納付済期間の月数} \times 1.094) \\ &+ (2,600\text{円} \times \frac{240\text{月} - \text{被保険者期間の月数}}{3} \times 1.094) \end{aligned}$$

(2) 脱退・死亡一時金の額

保険料納付済期間により3年以上1年毎に次のように定められている。

保険料納付済期間	49年改正後の金額	改正前の金額	保険料納付済期間	49年改正後の金額	改正前の金額
3年以上 4年未満	66,000円	30,000円	23年以上 24年未満	704,000円	320,000円
4 " 5 "	88,000	40,000	24 " 25 "	737,000	335,000
5 " 6 "	110,000	50,000	25 " 26 "	770,000	350,000
6 " 7 "	143,000	65,000	26 " 27 "	803,000	365,000
7 " 8 "	176,000	80,000	27 " 28 "	836,000	380,000
8 " 9 "	209,000	95,000	28 " 29 "	869,000	395,000
9 " 10 "	242,000	110,000	29 " 30 "	902,000	410,000
10 " 11 "	275,000	125,000	30 " 31 "	935,000	425,000
11 " 12 "	308,000	140,000	31 " 32 "	968,000	440,000
12 " 13 "	341,000	155,000	32 " 33 "	1,001,000	455,000
13 " 14 "	374,000	170,000	33 " 34 "	1,034,000	470,000
14 " 15 "	407,000	185,000	34 " 35 "	1,067,000	485,000
15 " 16 "	440,000	200,000	35 " 36 "	1,100,000	500,000
16 " 17 "	473,000	215,000	36 " 37 "	1,133,000	515,000
17 " 18 "	506,000	230,000	37 " 38 "	1,166,000	530,000
18 " 19 "	539,000	245,000	38 " 39 "	1,199,000	545,000
19 " 20 "	572,000	260,000	39 年以上	1,232,000	560,000
20 " 21 "	605,000	275,000			
21 " 22 "	638,000	290,000			
22 " 23 "	671,000	305,000			



経営移譲年金は60歳から

経営移譲の終る日の一年前の日を「基準日」といいますが、この基準日現在で

① 経営を移譲する人が所有するか借入れている農地等(採草放牧地を含む)が三〇アール以上あり
② 基準日以降一年間にその本人名義の自作地と小作地の権利を後継者か第三者に移して経営から引退する。

そうすれば年金は、その経営移譲を終った日の属する月の翌月分から次表のような計算で支給されます。
また、「脱退・死亡一時金」は保険料納付済期間が三年以上の人

(1) 年金支給額(52年1月分から適用のもの)

保険料納付済期間	保険料納付総額(注1)	一年間の年金支給額(注2・3)					計(B)+(C)+(D)+(E)
		60~64歳	65歳以降			計	
			経営移譲年金(A)	農業者老齢年金(C)	国民年金(附加年金(D)、老齢年金(E))		
5年の場合	55,800円	312,000円	31,200円	39,000円	12,000円	294,000円	376,200円
6 "	75,600	332,800	33,300	46,800	14,400	303,600	398,100
7 "	105,000	353,500	35,400	54,600	16,800	313,200	420,000
8 "	139,440	374,400	37,400	62,400	19,200	322,800	441,800
9 "	178,920	395,200	39,500	70,200	21,600	332,400	463,700
10 "	218,400	416,000	41,600	78,000	24,000	342,000	485,600
11 "	257,880	436,800	43,700	85,800	26,400	351,600	507,500
12 "	297,360	457,600	45,800	93,600	28,800	361,200	529,400
13 "	336,840	478,600	47,900	101,400	31,200	370,800	551,300
14 "	376,320	499,200	49,900	109,200	33,600	380,400	573,100
15 "	415,800	520,000	52,000	117,000	36,000	390,000	595,000
16 "	455,280	540,800	54,100	124,800	38,400	405,600	622,900
17 "	494,760	561,600	56,200	132,600	40,800	421,200	650,800
18 "	534,240	582,400	58,200	140,400	43,200	436,800	678,600
19 "	573,720	603,200	60,300	148,200	45,600	452,400	706,500
20 "	613,200	624,000	62,400	156,000	48,000	468,000	734,400
25 "	810,600	780,000	78,000	195,000	60,000	546,000	879,000
30 "	1,008,000	936,000	93,600	234,000	72,000	624,000	1,023,600
40 "	1,402,800	1,248,000	124,800	312,000	96,000	624,000	1,156,800

(注1) 保険料納付総額は、昭和46年1月から49年12月までの4年間の保険料は、月額750円で、50年1月から51年12月までの2年間は、1,650円で、52年1月から12月までの1年間は、2,450円で、53年1月から12月までの1年間は、2,870円で、また54年1月以降は、3,290円で、それぞれ計算した

(注2) 年金支給額(年額)は、次の算式により算出した。

(ア) 経営移譲年金(60歳~64歳)は、

$$(2,600\text{円} \times \text{保険料納付済期間の月数}) + \otimes (2,600\text{円} \times \frac{240\text{月} - \text{被保険者期間の月数}}{3})$$

(イ) 経営移譲年金(65歳以後)は、

$$(2,600\text{円} \times \text{保険料納付済期間の月数}) + \otimes (2,600\text{円} \times \frac{240\text{月} - \text{被保険者期間の月数}}{3})$$

(ウ) 農業者老齢年金は、(650円 × 保険料納付済期間の月数)

(エ) 国民年金の附加年金は、(200円 × 保険料納付済期間の月数)

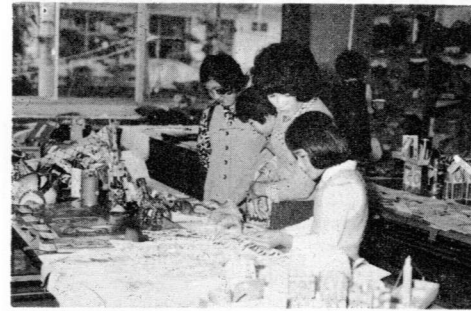
(オ) 国民年金の老齢年金は、

$$(1,300\text{円} \times \text{保険料納付済期間の月数}) + \otimes \{ 500\text{円} \times (300\text{月} - \text{被保険者期間月数}) \}$$



「メーソ」 「1本ノ」
少年剣道大会

総合文化祭 スナップ集



学芸品展示会



寒らん展示会



人気のあつた
たばこの空箱作品

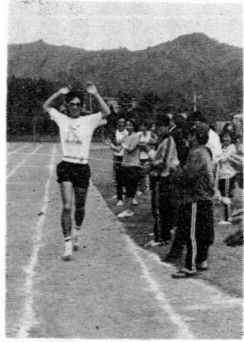
都甲さんにノースロップ賞

小野田の都甲鶴男さん(71)がノースロップ賞を受賞しました。

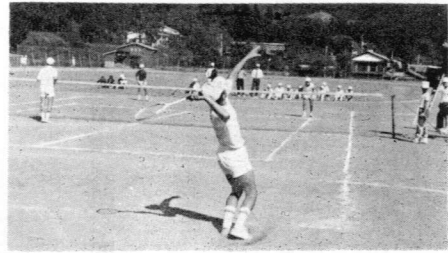


日本に来て学童植樹をすすめた

人の名をとって、国土緑化推進委員会が表彰する賞です。都甲さんは昭和二十四年に東郷小学校長に就任し、第二次大戦中に荒廃した山野に学童と父兄の手による学校の育成をしたほか、三十二年に着任した門川中学校の学校林育成の功績により受賞したものです。



勝敗よりも
完走が大切
青年駅伝大会



中学生庭球大会



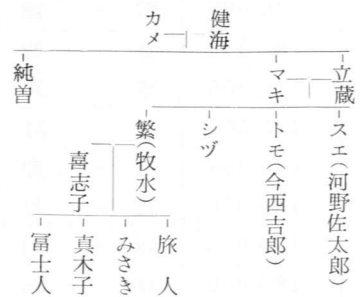
みごとブロックノ
公民館バレーボール大会



球のゆくえは？
野球大会

牧水先生の生涯 (一)

「私は昭和四十六年六月から七回にわたって「牧水先生を語る」の題で町報に記した原稿によって、今年の牧水祭で「牧水先生の生涯」の題で話しましたがその後刷物にしてくれないのかと要望がありますので町報で伝えることにいたしました。はじめに家系を記しましょう



牧水の祖父健海は塔玉県所沢在の農家に生まれ、十三才の頃江戸に出て薬屋の丁稚奉公をしました。その頃坪谷出身の水野栄吉という青年と知り合いになり、水野栄吉が「是非一度は日向に遊びに来よう」としきりにすすめましたが、健海はその後十八才の時長崎に来まして蘭学と医学を研究して二十才の時、水野を訪ねて坪谷に来まして、そのままここに永住

し、現在の牧水家を弘化二年に建てて医者を開業しました。今から百三十九年前のことです。当時はこの家もほとんど茅屋根でしたから、瓦屋根でしかも二階建てだったので人目を引いたでしょう。

健海が何んでこの山奥に永住を決意したかの理由について、牧水研究家の方々は坪谷の山や川の美しさに引かれたのだから、と言っておられます。

健海はここで相当な産も造り医者としての名声も高く裕福な生活をしたが、永い間故郷との文通などはしなかったようです。明治十年の西南の役の際坪谷に官軍が宿泊しました。その時健海の家にも兵が泊りました。その兵の中に健海の故郷近くの兵がいて、その夜はなつかしさのあまり夜を徹して語り合いました。当時健海は六十七才、故郷を出てすでに四十余年の年月が流れていました。

兵士は堀井千代吉という兵士でしたがこの兵士が故郷に帰って、健海の消息が生家に伝えられてよりその後は文通が絶えませんでした。

(塩月儀市)

青協だより

今月のうごき(12月行事)

▽第五回青年祭 12月4日
主張発表・演劇・作品展・北海道物産展・農産物展・バザー

女子研修会を開催

10月23日女子研修会が行なわれ「自然に親しむ」ということで尾鈴登山に挑戦しました。

駅伝大会で寺迫が優勝

11月6日に町文化祭行事の一環として青年駅伝大会が開かれ、越表中水流から中央公民館まで約22キロ6区間を5チームが参加して熱戦を展開しました。
成績はつぎのとおりです。
優勝 寺迫 A 2位 越表
3位 迫野内 (町青協広報部)

駐在所だより

年末の交通事故防止

- 年間を通じて一番忙しいうえに年末輸送のため車の通行が激しくなります。さらに人出が多くなり忘年会等で酒を飲む機会も多く、無謀運転などの死亡事故を含む重大事故が発生する月でもあります。次のことを守って事故を防ぎ、明るい正月を迎えましょう。
- ① 過労、積過ぎの運転をしない
- ② 飲酒運転を絶対しない
- ③ 安全運転の励行
- ④ 歩行者は正しい歩き方をする
- ⑤ 自転車は正しく乗る

自然災害に備えよう

日本は四面海に囲まれ毎年台風の進路に当たり被害を受けているうえ、日本列島に沿って全体が地震帯になっており、今後、いつどのような大地震が発生するか分りません。また集中豪雨も多く、相当な人的、物的被害を出しています。このような自然災害は避けることのできない宿命ともいえます。備えあれば憂いなし。少しでもこのような自然の猛威から被害を最少限度にいとめる努力を忘れてはなりません。今一度、災害時の心得を確認しましょう。

(山陰警察官駐在所)



1月6日に消防始式

五十三年の消防始式は、一月六日(金)午前七時四十分から町総合グラウンドで開かれます。

当日は各部の団員が全員出動しそれぞれ規律訓練、機械器具の点検、小型動力ポンプの操法競技が行なわれます。

このため、当日は各部とも団員不在になりますので、火の取扱には充分気をつけるようにしてください。

無料人権相談所の開設

十二月四日から十日まで「第二十九回人権週間」です。

本町においてもつきぎのとおり人権相談所が開設されますので、困りごと、心配ごとのある方はご利用ください。

▽日時 12月8日 10時～15時
▽場所 町老人福祉館
▽相談料 無料

日本道路交通

情報センター

日本道路交通情報センターは、県知事管理の国道または県道に関する道路情報の収集および提供業務を行ないます。

道路情報とは、道路改良工事などに伴う道路情報および異常気象時の災害、予防規制などをいい、提供方法は電話照会に回答することになっております。

(電話)〇九八五―26―12030

自治医科大入学者募集

自治医科大学では五十三年度の入学者を募集しています。

詳しくは県医務薬務課にお問合せ

してください。

▽宮崎県環境保健部医務薬務課
電話 〇九八五―24―1111

国有林内の狩猟

熊本営林局では狩猟のシーズンにはいり国有林内で狩猟する場合の注意事項として次のことを呼びかけています。

- ①山火事の防止、焚火、たばこの火には十分注意する。
- ②立木を傷つけたり、植物採取等はない。
- ③造林、伐採等の事業が行なわれている周辺での狩猟はしない。
- ④標板などの諸施設を傷つけない
- ⑤交通の支障となる林道などには駐車をしない。



今月の税金

国民健康保険税 5期
固定資産税 3期
納期 12月26日

善意のともしび

忌明け寄付としてつきぎのかたから善意がよせられました。厚くお礼を申しあげます。

▽福瀬の金丸匠さんから(松衛さん・78歳ご死去)

▽福瀬の newName さんから(節子さん・32歳ご死去)

▽福瀬の川越邦夫さんから(千歳さん・68歳ご死去)

今月の心配ごと相談日

12月20日(火曜日)

東郷町社会福祉協議会

まちのうごき

人口 6,755人 (0)
男 3,307人 (-4)
女 3,448人 (4)
世帯数 1,755戸 (-2)
52年11月1日現在
()は対前月比

戸籍たより

10月届出分

出生おめでとう

赤ちゃんの名	父の名	住所
寺原一成	仁一郎	坪谷
黒木裕子	忠明	福瀬
川越月美	洋明	仲深
畝原泰明	芳実	小野田
平田大三郎	吉美	小野田
鈴木香織	清美	小野田
橋口知之	義美	小野田
黒木紀之	克美	小野田
桑田美紀	康美	小野田
海野加奈子	柳幸二	小野田

結婚おめでとう

氏名	住所
小川勝正	鶴野内
黒木由美子	鶴野内
中野徳馨	仲深
田中徳馨	坪谷
高野泰子	福瀬
甲斐恵子	日向市

ご冥福を祈ります

氏名	年齢	住所
山床安治	52	下渡川
甲斐時雄	18	寺迫
金丸松衛	78	福瀬
山本今朝太郎	76	寺迫
井本浅吉	84	仲深